

消費者ミニ情報

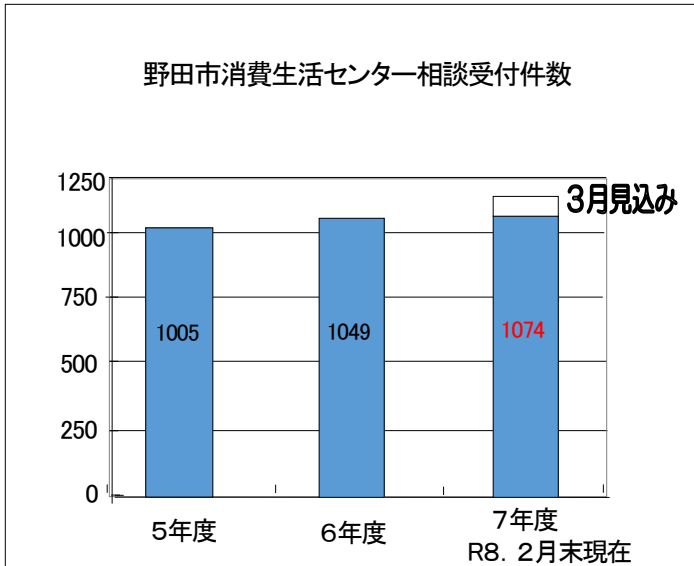
第57号

2026.
3月

発行:野田市消費生活センター

増え続けてます!

消費者トラブル



令和7年度も、様々な悪質商法や詐欺などが発生しました。悪質商法は次々と新しい手口となり、老若男女問わずトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、定期購入や訪問販売に伴うトラブルの相談が多く、令和7年度は既に1,000件を超える相談を受けています。

不安なことや困ったことがありましたら、お早めに消費生活センターにご相談ください。

相談トップ3

令和7年4月～令和8年2月末現在（野田市消費生活センター受付）

1位 66件 役務その他（給湯器や電気の点検商法など）

2位 46件 化粧品（定期購入に関するトラブルなど）

3位 45件 工事・建築・加工（家のリフォーム（屋根や外壁、トイレ工事）など）

訪問販売では給湯器や電気（分電盤等）、屋根などの点検商法のトラブルが増えているほか、インターネットでの定期購入に関するトラブルなどの相談が多く寄せられました。

年代別相談割合 (%)

令和7年4月～令和8年2月末現在（野田市消費生活センター受付）

年代	～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
割合 (%)	0.8	7.1	6.8	9.6	14.7	16.6	32.9	11.5

「自分は大丈夫!」と思っていないませんか?

巧妙で悪質な手口の前では「絶対に大丈夫!」ということはありません。今一度よく確認し、安易な契約（購入）は避けましょう。

増えている消費者トラブルに**注意!**



不安をあおる**給湯器や分電盤の点検商法**に注意!

(ケース1)

契約している電力会社の委託を受けたという業者から、「分電盤の点検をする」と電話があり、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性がある。危険なので交換した方がいい」と言われ契約した。後日、契約している電力会社に確認すると全く関係のない業者だった。

(ケース2)

いきなり業者が「ガス給湯器の点検に回っている」と訪問してきた。無料というのでついお願いしてしまった。点検後に「すぐに交換しないと危ない」と言われ不安になり契約した。冷静に考えると、高額だし不審なため契約をやめたい。

《このような話があったら、注意!》

- 電話や訪問で「無料で点検する」と持ち掛け、点検後に「このままでは危険」と不安をあおる。
- 「今契約すれば割引する」など、契約を急がせる。



「消費者庁イラスト集より」

《対処方法》

- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者からの点検には**安易に応じない**ようにしましょう。
- 点検後に製品の交換や購入を勧められても、**その場ですぐに契約しない**ようにしましょう。
- 分電盤等の家庭用の電気設備は、4年に1回の法定点検が義務付けられています。法定点検の場合には、**必ず事前に書面で通知の上**、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が訪問します。
また、**点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。**
- 心配な時は、**契約先のガス会社や電力会社、メーカー等に相談**しましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合がありますので、困った時は**なるべく早く「野田市消費生活センター」に相談**してください。

相談増加中!!

通信販売での「定期購入」に注意!

インターネットでの通信販売で、1回だけのつもりで買った商品が、1か月後にも届いた。⇒確認したら、定期購入になっていた!

《注意!》

- 「初回」〇〇〇とあったら、「2回目」が届く!
- 返品や受け取り拒否をただけでは、「解約」になりません!

《対処方法》

- インターネットでの通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。注文確定前の画面で、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。大切なことは、小さい字で書いてあることもあります。⇒これくらいの小さな字のこと!
- 「電話で解約ができる」となっているにもかかわらず、電話が繋がらない、とのトラブルもあります。電話以外の解約の方法があるかも確認しておきましょう。
- 注文した内容は紙に印刷する、スマホでは最終確認画面のスクリーンショット(※)を残しておくなどして、証拠を残しておきましょう。

※ スクリーンショット…お気に入りの画面や、メモとして残したい画面を画像として保存できる機能。略称は「スクショ」。

知っておこう! クーリング・オフ制度 (特定商取引法による)

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など特定の取引方法で商品等を購入(契約)し、後で考え直して契約をやめたいと思った時、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる主な取り引きと期間

申込書面または契約書面のいずれか先に受けとった日を1日目として数えます。

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)	8日間
電話勧誘販売(電話勧誘による取引、電話をかけさせられた場合も含む)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス)	20日間
特定継続的役務提供(語学教室、エステ、美容医療サービス等)	8日間
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)	20日間
訪問購入(業者が店舗以外の場所で、商品の買い取りを行うもの)	8日間

など



通信販売(インターネットショッピングなど)にはクーリング・オフ制度はありません。

事業者が返品の可否や条件についての特約を設けている場合はそれに従うことになります。注文する前に必ず返品条件を確認しましょう。

まめメールを配信しています

訪問販売や悪質商法などの被害から市民の皆さんを守るため、悪質商法の手口や情報などを、メールで配信しています。

空メールを送信し、登録案内メールが届いたら登録画面を開き、欲しい情報を選んで確認ボタンを押すと、登録完了です。

※ 通信料は、利用者側の負担となります。

登録用アドレス：t-chiba-noda@sg-p.jp

【PC・スマートフォン用】
QRコード



【フィーチャフォン(ガラケー)用】
QRコード



出前講座を実施しています

消費生活センター相談員が、希望する団体の会場に出向き、悪質商法・架空請求などの手口や対処方法を紹介します。

ご希望の団体はお気軽にお問い合わせください。



- ◆ 日程：まずは市民生活課へご相談ください。
(土日の実施にも対応できます。)
- ◆ 料金：無料
- ◆ 問合せ：市民生活課コミュニティ係 04-7123-1083

その他 消費生活センターでは

年2回(5月と11月)、弁護士による無料相談会を実施しています。

詳しくは市報等でお知らせします。

借金問題、出会い系サイトトラブルなどを含めた消費者トラブルの相談ができますので、お困りの方はご利用ください。

発行・相談先：野田市消費生活センター

- 電話 04 - 7123 - 1084 (直通)
- 相談時間 平日 午前10時から正午、午後1時から4時
(土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです)
- 所在地 野田市鶴奉7番地の1 (市役所2階 市民生活課隣り)

※ 来庁、電話のどちらでもご相談できます。